

国立大学法人東京農工大学テニユアトラック教員の任期に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学テニユアトラック教員の任期に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学テニユアトラック教員の任期に関する規程 平成20年4月28日 20教規程第24号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p><u>(教育研究組織等)</u> 第3条 テニユアトラック教員の任期等については、別表のとおりとする。</p> <p>第4条～第6条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略（現行どおり）</p> <p><u>(任期等)</u> 第3条 テニユアトラック教員の任期等については、別表のとおりとする。 <u>2 テニユアトラック教員が、前項に規定する任期中に、国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程第24条第1項第六号に定める産前休暇、同項第七号に定める産後休暇、国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程（以下「育休等規程」という。）第2条に定める育児休業（以下「休業等」という。）を取得する（育児休業期間を延長する場合を含む。）場合には、当該テニユアトラック教員の申出により、休業等を取得する期間の範囲内で、1年を上限として1回に限り任期を延長することができる。</u> <u>3 前項の規定に基づき任期の延長を認められたテニユアトラック教員が、育休等規程第6条第1項各号の一（第8号及び第9号（介護休業を取得した場合を除く。）を除く。）に該当し、育児休業を終了した場合で、休業等の期間が、延長を認められた期間より短くなる場合の任期の延長期間は、休業等を開始した日から、育児休業を終了した日までの期間とする。</u> <u>4 前2項に係る手続きは、前条に規定する要項において定める。</u></p> <p>第4条～第6条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（23教規程第46号）

この規程は、平成23年12月26日から施行する。